

■森の手入れとその効果

人工林は材木の生産を目的に伐採、造林、保育、間伐を約50年かけてサイクルするように計画されています。

例えばスギ植樹の場合はヘクタール当たり3,000本程度とかなり密集して植えるのですが、これは樹木を真っすぐに成長させるためです。

しかし、密集したまま放置すると、日が当たらず何年たっても一本一本が太くなれないため、立ち枯れしたり、何より材木としての価値がほとんど上がりません。

そのため、おおむね19年、25年、33年、46年の4回をめどに20~30%程度の間伐を行うなどの手入れをすることにより、立派な太さのスギ丸太材の生産が可能となります。



はじまります。新たな森の手入れ方法

～新たな森林経営管理法とその事業内容について～

▷問い合わせ先=農林課林業係(内線7125)

森林資源の活用については、森林の多面的機能（水源涵養機能、治山・治水機能、二酸化炭素吸収機能など）の発揮のため、適切な伐採、造林、保育などを実施することが重要とされています。

本号では、林業の成長産業化と、森林資源の適切な管理を両立するために法制化された「新たな森林経営管理法」について紹介します。

平成31年度の事業計画について

現状の課題に、多くの森林所有者の林業経営意欲が低下している一方、多くの意欲と能力のある林業経営者は、事業規模拡大のための事業地確保が難しいことがあります。

そこで、経営や管理が適切に行われていない森林について、「市町村」が仲介役となって「森林所有者」と「意欲と能力のある林業経営者」をつなぐシステムが「森林経営管理办法」として法制化されました（概要は3ページ下図のとおり）。

この「新たな森林経営管理事業」の財源は、平成36年度より始まる住民税と一緒に国が賦課する1人当たり千円の「森林環境税」が財源となります。

本事業は平成31年度より開始されます。

初年度は基本管理計画策定などの準備作業が主な内容となる予定です。

市では、今後私有林（人工林）の管理について、着実に事業を進めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

平成31年度から開始する事業費は、「森林環境税」を先取りするかたちで「森林環境譲与税」として国から市町村に譲与されます。

○森林環境税

事業の財源

「新たな森林経営管理法」の概要

```

graph TD
    SO[森林所有者] -- "①経営や管理が適切に行われていない森林を対象に、所有者の意向を確認" --> M[市町村]
    M -- "②経営や管理委託などの申し出" --> LO[意欲と能力のある林業経営者]
    LO -- "③収益が見込める森林については、都道府県が公表する条件を満たす林業経営者に森林の経営や管理を委託" --> M
    M -- "④伐採・造林・保育などの森林の経営・管理" --> LO
    LO -- "⑤林業経営者の必要経費などを差し引いた上で、収益が出た場合は森林所有者に還元" --> SO
  
```

(3) 広報大船渡 31.1.8(No. 1142)

▷問い合わせ=市役所 0192-3111

大船渡市内で制度の対象となる森林

○対象森林

新たな森林経営管理法の対象となる森林は、私有林でスギやマツなどの人工林です。

本市の森林面積約26,414 haのうち、私有林は約17,543 haであり、この制度の対象となる私有林・人工林は約8,672 haとなります。

新規の課題に、多くの森林所有者の林業経営意欲が低下している一方、多くの意欲と能力のある林業経営者は、事業規模拡大のための事業地確保が難しいことがあります。

そこで、経営や管理が適切に行われていない森林について、「市町村」が仲介役となって「森林所有者」と「意欲と能力のある林業経営者」をつなぐシステムが「森林経営管理办法」として法制化されました（概要は3ページ下図のとおり）。

この「新たな森林経営管理事業」の財源は、平成36年度より始まる住民税と一緒に国が賦課する1人当たり千円の「森林環境税」が財源となります。

本事業は平成31年度より開始されます。

初年度は基本管理計画策定などの準備作業が主な内容となる予定です。

市では、今後私有林（人工林）の管理について、着実に事業を進めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆さんのご理解とご協力を願います。

○基本管理計画の策定

市は、森林管理は所有者が責任を持って行うことを中心とした、経営や管理が適切に行われていない森林については林齡、樹種、地形、林道や市有林との隣接の有無などを総合的に分析し、どのように管理をするのが適切か、20年周期程度の基本管理計画の策定を行います。

その計画をもとに、毎年一定面積の森林所有者への意向調査を行い、市に委託を希望する場合は、境界確認などを行った上で、所有者の森林を

・収益が見込めないと判断した事業者に再委託する。
・収益が見込めないと判断し、最終的に針葉樹と広葉樹の雑木林（複層林化）にしてあまり手の掛からない森林として所有者へ返還する。

収益が見込めないと判断した事業者に再委託する。
収益が見込めないと判断し、最終的に針葉樹と広葉樹の雑木林（複層林化）にしてあまり手の掛からない森林として所有者へ返還する。

一括し大規模に管理するための計画を立てます。
次に、大規模化によって林の2つに区別します。
①については民間事業者（意欲と能力のある林業経営者）に経営管理を任せることとし、②については市が直接管理することとします。

大船渡市内で制度の対象となる森林

○対象森林

新たな森林経営管理法の対象となる森林は、私有林でスギやマツなどの人工林です。

本市の森林面積約26,414 haのうち、私有林は約17,543 haであり、この制度の対象となる私有林・人工林は約8,672 haとなります。

新規の課題に、多くの森林所有者の林業経営意欲が低下している一方、多くの意欲と能力のある林業経営者は、事業規模拡大のための事業地確保が難しいことがあります。

そこで、経営や管理が適切に行われていない森林について、「市町村」が仲介役となって「森林所有者」と「意欲と能力のある林業経営者」をつなぐシステムが「森林経営管理办法」として法制化されました（概要は3ページ下図のとおり）。

この「新たな森林経営管理事業」の財源は、平成36年度より始まる住民税と一緒に国が賦課する1人当たり千円の「森林環境税」が財源となります。

本事業は平成31年度より開始されます。

初年度は基本管理計画策定などの準備作業が主な内容となる予定です。

市では、今後私有林（人工林）の管理について、着実に事業を進めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆さんのご理解とご協力を願います。

○基本管理計画の策定

市は、森林管理は所有者が責任を持って行うことを中心とした、経営や管理が適切に行われていない森林については林齡、樹種、地形、林道や市有林との隣接の有無などを総合的に分析し、どのように管理をするのが適切か、20年周期程度の基本管理計画の策定を行います。

その計画をもとに、毎年一定面積の森林所有者への意向調査を行い、市に委託を希望する場合は、境界確認などを行った上で、所有者の森林を

・収益が見込めないと判断した事業者に再委託する。
・収益が見込めないと判断し、最終的に針葉樹と広葉樹の雑木林（複層林化）にしてあまり手の掛からない森林として所有者へ返還する。

(2)